

2010/08/02

JTEC 第 85 号

J T E C 倫理憲章

1. 組織のトップは、組織倫理の確立が自らに課せられた最大のミッションの一つであることを認識し、率先垂範して本憲章の精神を組織内に浸透させるとともに、万一、これに反する事態が発生したときには、自らが問題の解決にあたる。
2. 部下を持つ立場の者は、自らの行動を律することはもとより、部下が組織倫理に沿った行動をするよう常に指導・支援する。
3. J T E C の全ての役員及び職員は、国内外を問わず、法令、社会的規範及び組織内規則を遵守することはもとより、公私を問わず高い倫理観を持って行動する。
とりわけ、情報通信分野において活動する組織の一員として、関係者情報をはじめとした組織内機密情報の漏洩は重大な不正行為であることを認識し行動するとともに、社会的責務の大きい公益法人の一員として、関係者等との応接に当たっては過剰な接遇は厳に慎む。
4. 役員及び職員の倫理観の醸成に資するべく、機会をとらえ組織倫理に関する職員教育を積極的に実施する。
5. 全ての役員及び職員は、業務の専門家・高度化の進展に伴い発生が懸念される不正・不祥事の予防に努めるとともに、契約担当者の長期配置の是正や、関係者情報の保護に向けた監視ツールの充実など、予防体制の整備を徹底する。
6. 不正・不祥事を知った全ての役員及び職員は、上司等にその事実を速やかに報告する。
また、これによることができない場合は、「J T E C コンプライアンスに関する相談窓口」等に通報することができる。なお、不正・不祥事を通報した役員及び職員は、申告したことによる不利益が生じないよう保護される。
7. 不正・不祥事が発生したときは、迅速かつ正確な原因究明に基づく適切な対処によって問題の解決に取り組むとともに、社会への説明責任を果たすべく、適時・適切な開かれた対応を行う。